

伊方発電所2号機の廃止措置計画について

1. 全体概要

○伊方発電所2号機の廃止措置については、先行の1号機と同様に、付着した放射性物質の調査および各設備の解体作業等を確実に安全に進めるため、以下のとおり、全体を4段階に区分し、約40年かけて実施する。

(図-1参照)

- ・第1段階：解体工事準備期間（約10年）
2号機に貯蔵中の使用済燃料および新燃料の搬出を行う。放射性物質の付着状況の調査を行い、その結果を基に第2段階の原子炉領域周辺設備の解体撤去へ移行するための解体計画を作成する。また、管理区域外設備の解体撤去を開始する。
- ・第2段階：原子炉領域周辺設備解体撤去期間（約15年）
原子炉領域を除く管理区域内設備の解体撤去を開始する。また、25年間の安全貯蔵に伴う放射線の十分な減衰により、第3段階の原子炉領域設備の解体作業に伴う作業員の被ばく低減を図る。
- ・第3段階：原子炉領域設備等解体撤去期間（約8年）
原子炉領域の解体計画に基づき、原子炉領域設備の解体撤去を開始する。
- ・第4段階：建家等解体撤去期間（約7年）
建家内の付着した放射性物質の除去作業を行った後、建家を解体撤去する。また、全ての放射性廃棄物の処理処分を行い、廃止措置を終了する。

○今回の廃止措置計画は、これら4段階の全体概要と第1段階の詳細計画について取りまとめている。第2段階以降については、先行する1号機の廃止措置計画と併せて、詳細に検討する。

2. 燃料の取扱い

○2号機に貯蔵している燃料は、第1段階の期間中に、以下のとおり対応する。

- ・使用済燃料316体は、現在計画中の乾式貯蔵施設（2023年度運用開始予定）、3号機の使用済燃料ピット、または再処理工場に搬出する。
- ・新燃料102体は加工事業者の施設に搬出する。

<図-1>廃止措置計画の全体工程

